平成２６年（フ）第１１７号
宮城県栗原市志波姫荒町北36番地　コーポひまわりＢ
債務者　佐藤　奈奈
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第３５３号
金沢市伏見新町255番地　サンピア泉ヶ丘902号、従前の住所金沢市泉野町１丁目15番22号
債務者　赤嶺　陽子
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１９５０号
名古屋市北区丸新町292番地　コーポモリ102号
債務者　坂口　恵里
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５４号
兵庫県豊岡市泉町15番25号
債務者　山科眞知子
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第１３２号
鳥取県鳥取市吉方温泉４丁目540番地　文化荘イ号、旧住所鳥取県鳥取市戎町322番地
債務者　田中　美鈴
1　決定年月日時　平成27年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７０号
山口県下関市一の宮町４丁目８番６号
債務者　西村　絵美（旧姓松野）
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第２６４号
高知県香美市土佐山田町秦山町２丁目２番１号
債務者　門田　隆介
1　決定年月日時　平成27年１月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第７５号
福岡県田川郡福智町神崎1098―237、住民票上の住所福岡県田川市大字伊加利1932番地中央団地３区２－４－６
債務者　髙浪　正広
1　決定年月日時　平成27年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第６２３号
北九州市門司区花月園７番26号
債務者　後迫　國香
1　決定年月日時　平成27年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１６２８号
愛知県清須市清洲２丁目１番地８　シンメイビル203
債務者　田住　　光
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６２９号
愛知県清須市清洲２丁目１番地８　シンメイビル203
債務者　田住あゆみ（旧姓日下）
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０１３号
名古屋市天白区植田本町２丁目1008番地　メゾン・ド・エリジェ402号
債務者　鈴木　和江
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２５５号
青森市大字筒井字八ツ橋241－１　コーポササキ、住民票上の住所青森県南津軽郡藤崎町大字榊字亀田２番地70
債務者　加藤　俊昭
1　決定年月日時　平成27年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５８号
青森市大字野内字菊川67番地27
債務者　金澤　拓磨
1　決定年月日時　平成27年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６９５号
札幌市南区澄川４条９丁目１番８号　フォーサイト澄川105号
債務者　関口　史彦
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９０５号
札幌市中央区北16条西21丁目１番６号　ハウス21－７号
債務者　西田　匠子
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部